



誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する ワーキンググループ（第5回） における構成員からの主なご意見

2023年4月25日
事務局

水谷先生「新たな統治者」の社会的責務とガバナンスについて

- 数年前までは違法情報への法的責任について大小のプラットフォームが一律で議論されていたが、近時、規模ベースやリスクベースでの議論が重視されている要因は、巨大なデジタルプラットフォームの特別な地位に起因する社会的責務への関心が移行してきたからだと思う。【生貝構成員】
- デジタルプラットフォームの政策を検討するにあたっては競争という要素抜きには考えられないので、その点を対象に含めながら議論ができると良いと思う。【生貝構成員】

検討アジェンダ2について

- 透明性・アカウントビリティの確保が求められる事業者は指数関数的にユーザーが増加する一方で、同レベルの規制を小規模事業者にも求めると形骸化する恐れがある。ただ小規模レベルだからといって規制が緩くなるわけではなく、そこは行政が最低限の基準を策定すべきだと思う。【伊藤構成員】
- 公表の仕方の際の説明の仕方は議論があるところであり、各々にとって良い指標しか出さないと思う。果たしてそれが国民にとって安心かというとなかなか分かりづらいと思う。そこを同じフォーマットで比較できるような形にすべきだと思う。公表の仕方や時期も異なると透明性・アカウントビリティを果たしていることにはならないと思う。【伊藤構成員】
- PDCAを確立する中で、違法・有害情報対策をしている事業者、そうでない事業者が国民、広告主に明らかになり、サービスの利用選択に資するような制度設計が必要だと思う。【水谷構成員】
- 透明性・アカウントビリティを要求する際に、要求を満たしているかどうかを確保する仕組みとセットであると思う。その点、実効性の観点から対象事業者を限定するのはやむを得ない。【上沼主査代理】
- フォーマットを合わせることは賛成であり、この点国際的にも並行して検討されており、G7に関わる文書でもプラットフォームの透明性に係る事項を合わせていくということが触れられていたと思う。そういった国際的な動向を見たうえで、我が国でも国際的な協調を重視して透明性のあり方を検討していくべきだと思う。【生貝構成員】

検討アジェンダ 2-1について

- 透明性・アカウントビリティを事業者任せにするとどうしても自社利益優先になる部分があると思うので、例えば透明性レポートについても外的な視点からのチェックは必要だと思う。【水谷構成員】
- アルゴリズムによるコンテンツモデレーションを前提にして、モデレーションにおける大規模な事故・エラー（例：大多数のアカウント誤凍結）が発生した場合の原因究明や再発防止の状況に関しても明示するなど、アルゴリズムベースでの項目建ても検討すべきだと思う。【水谷構成員】
- 大規模事業者に特別な責務があり、それを念頭に置くのは賛成だが、被害者や利用者の救済、理由の説明などの手続き的保障の重要性は原理的には事業者の大小は問わないし、DSAでも本検討アジェンダで挙げられている事項のほとんどはユーザー数では区切っていないと思う。【生貝構成員】
- 原理的にはすべての事業者が対象になると思う。小規模事業者もいつまでも小規模のままではいるつもりはないと思うので、そこは努力義務というかたちで明示して突然義務が課されることがないようにしておくべきだと思う。そのうえで大規模になるとかかる義務が予見可能性をもってわかると思う。【上沼主査代理】
- 対象事業者はなるべく幅広くすべき。社会的責任や競争の確保の観点から、濃淡をつけながら進めることも理解できるが、丁寧に検討し、小規模事業者へも適切に広げていけるようにすべきと思う。【山根構成員】

検討アジェンダ3 - 2 (1) について

- 削除請求権について、営業権といった経済的利益を含めると射程がSNS以外、例えばGoogleマップなどにも及ぶと思う。営業権侵害の事案は主に口コミサイトで書かれることで発生すると思うが、そこまでを対象範囲に含み得るのか慎重を期すべきではないか。【水谷構成員】
- 何でも削除請求が認められるというわけではなく、どういうものであれば侵害なのかという判断が必要になる。そこは権利侵害を一方向的に主張すれば認められるというのは適切ではないと思う。【清水構成員】
- 現状の裁判所の判断は人格権侵害に限定して削除請求を認めているが、例えばGoogleマップ上で虚偽のことが投稿されていて被害を受けているケースでは営業上の侵害はあっても人格権侵害とまでは言えないことが多く、対象を拡張していくことには意味があると思う。【清水構成員】

検討アジェンダ 4 - 1について	<ul style="list-style-type: none">■ 透明性・アカウントビリティの対象は権利侵害情報、その他違法情報も当然対象になると思う。そして有害情報はそれぞれの事業者が何を有害情報と考えているかも明らかにすべき。【上沼主査代理】■ 権利侵害情報とそうでない違法情報の区分について、DSAは違法コンテンツを一括で扱っているため、我が国でもそこの平仄は検討していくべきだと思う。【生貝構成員】
検討アジェンダ 4 - 4について	<ul style="list-style-type: none">■ DMの発信者情報開示請求は、通信の秘密の観点から慎重になるべきだと思う。確かにDMによる被害も深刻なのは理解をするが、DMの仕組み上、SNSのように公然性をもって拡散されるわけではない。まずは発信者情報開示ではなく、事業者によるミュート機能のようなアーキテクチャ実装の促進を検討すべきだと思う。【水谷構成員】■ 確かに通信の秘密との関係で難しい側面はあるが、特にフィッシング詐欺はDM上で増えており、例えば同じ人物から大量に送られてくるようなケースにおいては警察を介さずに民事上の制度で手当がされると良いのではないかと思います。【上沼主査代理】■ 例えば開示請求をしてメールアドレスが一旦開示された場合に、そのメールアドレスを保有する事業者がIPアドレスの開示まで求めることは可能なのではないかと思います。【清水構成員】